

太田市在宅高齢者通院等支援サービス事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要支援・要介護認定（以下「介護認定」という。）の結果、要支援1又は要支援2と判定された者（以下「要支援者」という。）に対して、自立支援及び健康保持並びに家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るため、太田市在宅高齢者通院等支援サービス事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、要支援者の介護保険給付の対象とならない通院等のための乗車又は降車の介助事業とする。

(委 託)

第3条 市長は、この事業の全部又は一部を、法第70条の規定により群馬県に指定居宅サービス事業者として指定された者のうち、通院等のための乗車又は降車の介助の届出をした者（以下「受託事業者」という。）に委託することができる。

(利用対象者)

第4条 この事業の利用対象者は、本市に在住する65歳以上の者で、介護認定における要支援者とし、市長が特に必要と認める者とする。ただし、次の各号のいずれかの要件に該当する者を除くものとする。

- (1) 自動車運転免許証を持っている者
- (2) 太田市おうかがい市バスの利用者登録をしている者

(利用の期間)

第5条 この事業を利用することができる期間（以下「利用期間」という。）は、介護認定の有効期間とする。

(申 請)

第6条 太田市在宅高齢者通院等支援サービス（以下「サービス」という。）を利用しようとする者又はその家族は、在宅高齢者通院等支援サービス利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請を行う者は、申請書を指定居宅介護支援事業者（以下「支援事業者」という。）を経由して提出することができる。

3 第1項の規定による申請を行う者は、利用期間終了後、引き続きサービスを利用しようとする場合は、第1項の規定の例により、申請書を市長に提出しなければならない。

(決定)

第7条 市長は、前条第1項及び第3項の申請書を受理したときは、速やかに審査し、利用の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により可否の決定をしたときは、在宅高齢者通院等支援サービス決定通知書(様式第2号)又は、在宅高齢者通院等支援サービス却下通知書(様式第3号)により申請書を提出した者に通知するとともに、利用の決定を行ったときは、在宅高齢者通院等支援サービス実施依頼書(様式第4号)により受託事業者へ通知するものとする。

(サービスの利用の廃止)

第8条 市長は、前条第1項の規定により利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、サービスの利用を廃止することができる。

- (1) 死亡又は転出したとき。
- (2) 介護認定の結果、要介護1以上の認定を受けたとき。
- (3) その他、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、サービスの利用を廃止したときは、在宅高齢者通院等支援サービス利用廃止通知書(様式第5号)により速やかに申請者及び受託事業者へ通知するものとする。

(サービス単価及び利用者負担額)

第9条 サービス1回(片道)当たりの単価は、法第41条第4項第1号の訪問介護(通院等のための乗降介助)及び法第115条の45の3第1項の第一号事業(通院等のための乗降介助)の額に準じて1,000円とする。

2 利用者が受託事業者へ支払うサービス1回(片道)当たりの負担額(以下「利用者負担額」という。)は、前年度の世帯の所得により、次のとおりとする。

- (1) 生活保護世帯に属する者及び太田市介護保険規則(平成17年太田市規則第149号)第4条第2項の規定により介護保険利用者負担額の免除が認められた者 0円
- (2) 高額所得者(市民税が30万円以上ある者)がいる世帯に属する者 1,0

00円

(3) 前2号に掲げる者以外の者 100円

(利用限度)

第10条 利用者は、1箇月に10回を限度としてサービスを利用できるものとする。

(利用者負担額の納入)

第11条 利用者は、第9条第2項の利用者負担額を受託事業者の請求により納入するものとする。

(委託料の支払い)

第12条 市長は、第9条第1項の単価により算出した額から同条第2項の利用者負担額を差し引いた額（以下「委託料」という。）を受託事業者に支払うものとする。

2 受託事業者は、前項に規定する当該月分の委託料について、請求書を作成し、翌月の10日までに市長に提出するものとする。

(実績報告)

第13条 受託事業者は、事業の実施状況について、在宅高齢者通院等支援サービス実施報告書（様式第6号）により翌月の10日までに市長に報告するものとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市在宅高齢者通院等支援サービス事業実施要綱（平成15年6月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに行なわれた太田市在宅高齢者通院等支援サービス事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに行なわれた太田市在宅高齢者通院等支援サービス事業については、なお従前の例による。

様式第1号(第6条関係)

在宅高齢者通院等サービス利用申請書

年 月 日

(あて先) 太田市長

〒
住 所
申請者
氏 名
利用者との続柄
電 話

次のとおり、在宅高齢者通院等支援サービスを利用したいので申請します。

1 利用者 被保険者番号 ()

フリガナ		生年月日	(才)
氏 名		性 別	男 ・ 女
住 所		電 話 番 号	

2 同居家族の状況

氏 名	続 柄	生 年 月 日

3 緊急連絡先

氏 名		続 柄	
住 所		電 話	

4 申請の理由

月 回 () 病院へ通院 <u>(現在の身体状況及び家族等が通院介助できない理由等詳しく記入してください。)</u>
--

おうかがい市バス登録の 有 ・ 無 自動車運転免許証の 有 ・ 無

5 要介護認定結果

要介護認定結果	要 支 援 1 ・ 2	認定期間	～
---------	-------------	------	---

6 実施事業者名

--

7 利用者負担金（市記入欄）

利用者負担額	円	公費負担額	円
--------	---	-------	---

8 税の状況（市記入欄）

氏 名	合 計 所 得	市 民 税
	円	円

9 税情報利用及び情報提供の同意確認

税情報及び情報提供同意書	
<p>私は、在宅高齢者通院等支援サービス利用に際し、対象把握及び負担金の金額把握のために扶養義務者及びサービス利用対象者の税情報の利用について同意します。また、必要な最小限の情報に限り各関係機関へ情報提供を行うことについて同意します。</p>	
年 月 日	
氏 名	続柄

※申請者の氏名については、自書又は記名押印としてください。

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

(郵便番号)

(住 所)

(氏 名) 様

太田市長



在宅高齢者通院等支援サービス利用決定通知書

年 月 日付で申請のありました高齢者通院等支援サービスの申請について、
次のとおり決定いたしましたので、通知します。

1 利用者

フリガナ	
氏 名	

2 実施事業者名

	電話番号	
--	------	--

3 利用回数及び自己負担額

片道(1回)で月10回限度	自己負担額	片道(1回)円
	※別途900円を公費として市が負担します。	
指示事項	詳細については、事業者から連絡がありますので、その指示に従ってください。(利用できるのは、病院への通院のみです)。 利用の際は、その都度定められている負担額を事業者へ納付してください。	

承認期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで
------	-----------------

*承認期間後、引続きサービスをご利用希望の場合は、再申請が必要となります。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

(郵便番号)

(住 所)

(氏 名) 様

太田市長



在宅高齢者通院等支援サービス利用却下通知書

年 月 日付で申請のありました太田市高齢者通院等支援サービスの申請について、次のとおり非該当となりましたので通知します。

利用者	
-----	--

却下理由	
------	--

様式第4号(第7条関係)

在宅高齢者通院等支援サービス実施依頼書

年 月 日

(事業者名)

(代表者名)

様

太田市長

印

このことについて、次のとおりサービスが必要と認められますので、よろしくお願いたします。

1 利用者

フリガナ		生年月日	
氏名		性別	
住所		電話	

2 依頼するサービス

サービス名	本人負担金額	利用限度回数
通院等のための乗車又は降車の介助	円	片道(1回)で10回限度

(承認利用期間 年 月 日 ~ 年 月 日まで)

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

(郵便番号)

(住 所)

(氏 名) 様

太田市長



在宅高齢者通院等支援サービス利用廃止通知書

年 月 日付で利用決定した高齢者通院等支援サービス事業の利用について、
次のとおり廃止したので、通知します。

1 利用者

氏 名	
住 所	
生年月日	年 月 日
廃止年月日	

廃止理由	
------	--

問い合わせ先	
--------	--

様式第6号(第13条関係)

在宅高齢者通院等支援サービス利用実施報告書

年 月 日

太田市長

住 所

氏 名

㊟

年 月の利用実績について、次のとおり報告します。

利用者氏名	住所	利用日	回数	負担 区分	要支援認定期間		行先 (病院名)
						—	～
						—	～
						—	～
						—	～
						—	～
						—	～
						—	～
						—	～
						—	～
						—	～
						—	～
						—	～
						—	～
						—	～
						—	～
						—	～
						—	～
						—	～
						—	～